

【別表3の68】

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合証あり)			
(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)			3,300円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)			
(2) 住戸ごとの申請の場合			
	申請戸数が1戸のもの		3,300円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		6,600円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		11,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		19,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		32,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		58,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		93,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		122,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		134,000円
(3) 一の建築物の申請の場合			
	ア 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)		
	建築物の総戸数が1戸のもの		3,300円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		6,600円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		11,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		19,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		32,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		58,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		93,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		122,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの		134,000円
	イ 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)		
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		6,500円
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		112,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		140,000円
	ウ 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)		
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		6,500円
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		112,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		140,000円
(4) その他の建築物			
	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		6,500円
	建築物の延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000円
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000円
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000円
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		112,000円
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの		140,000円

【別表3の69】

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合証なし)			
(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)			18,000円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)			
(2) 住戸ごとの申請の場合			
	申請戸数が1戸のもの		18,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		37,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		52,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		74,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		108,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		159,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		221,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		291,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		342,000円
(3) 一の建築物の申請の場合			
	ア 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)		
	建築物の総戸数が1戸のもの		18,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		37,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		52,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		74,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		108,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		159,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		221,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		291,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの		342,000円
	イ 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)		
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		57,000円
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		96,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		156,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		205,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		247,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		290,000円
	ウ 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)		
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		123,000円
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		198,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		290,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		361,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		427,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		491,000円
(4) その他の建築物			
	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		123,000円
	建築物の延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		198,000円
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		290,000円
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		361,000円
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		427,000円
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの		491,000円